

## 尾張旭市自治会等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が交付する自治会等助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この助成金は、自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）が行う次条に規定する事業に助成を行うことにより、豊かな地域社会の形成と健全な発展を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象となる事業は、地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る事業（以下「コミュニティ活動事業」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 尾張旭市自治会等活動促進助成金の交付を受けていない、又は受ける予定のない事業であること。
- (2) 国若しくは地方公共団体又は民間団体等による他の助成金等を受けていない事業であること。ただし、申請事業と他の助成金等が会計上明確に区分できる場合を除く。
- (3) 宗教的又は政治的な活動でない事業であること。
- (4) 市長が適当と認める事業であること。

(交付対象者)

第4条 この助成金の交付対象者は、尾張旭市自治組織の育成に関する要綱（平成13年4月19日施行）に規定する自治会等とする。

(助成対象経費)

第5条 この助成金の助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に直接要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 積立金及び預金（周年記念事業等に対する計画的な積立てを含む。）
- (2) 経常的な人件費
- (3) 構成員間の親睦等のための食糧費
- (4) 食糧費のうち、酒類全般
- (5) 会員、関係者及び関係団体等に対する慶弔費、見舞金、激励金品、記念品などの交際費及びこれに類する経費
- (6) その他市長が不適当と認めた経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の10分の10に相当する額とし、自治会等加入世帯数（6月1日現在）に350円を乗じて得た額を上限とする。

（交付申請）

第7条 前条の助成金の交付を受けようとする自治会等は、交付申請書（第1号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、連合自治会に加入する自治会等については、連合自治会長を經由して書面を提出するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の助成金交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、交付決定通知書（第2号様式）により、自治会等に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したときは、不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 市長は、助成金の交付決定通知を受けた自治会等（以下「助成自治会等」という。）から交付請求書（第4号様式）の提出があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（自治会等の責務）

第9条 助成自治会等は、助成金の交付の目的に従って、誠実かつ効率的にこれを運用しなければならない。

2 助成自治会等は、助成金の受入れ及びその用途を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備しておかななければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、助成自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を他に流用したとき。
- (3) その他不正があったとき。

（実績報告）

第11条 助成自治会等は、助成事業が完了したとき又は当該助成金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに当該助成事業の成果を市長

に報告しなければならない。

(1) 事業報告書（第6号様式）

(2) 収支決算書（第7号様式）

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る助成金から適用する。

2 令和元年度以前の予算に係る助成金については、なお従前の例による。

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

費 目	内 容
報償費	講演会等の講師謝礼や調査・研究等を専門家へ委託した場合の謝礼、事業参加者の賞品など
旅費	交通費など
需用費	文具費、消耗品費、印刷製本費、燃料費など
役務費	郵便料、保険料、手数料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機器等の賃借料、通行料など
備品購入費	地域活動をする上で必要な備品の購入
食糧費	助成事業参加者の弁当、茶菓、これらに類するもの及び食材費
地域集会所維持管理費	集会所維持管理に必要となる経費全般（光熱水費、修繕費など）
委託料	草刈り依頼に伴う委託料など
その他	上記以外の経費で助成事業の特性から市長が適当と認めるもの

年 月 日

尾張旭市長 殿

自治会等名  
代表者住所  
氏名

尾張旭市自治会等助成金交付申請書

尾張旭市自治会等助成金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円  
(内訳 円× 世帯)

2 町内会別世帯数

町内会名	町内会長氏名	世帯数	町内会名	町内会長氏名	世帯数

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市自治会等助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました尾張旭市自治会等助成金について、尾張旭市自治会等助成金交付要綱に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長

印

尾張旭市自治会等助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました尾張旭市自治会等助成金について、尾張旭市自治会等助成金交付要綱に基づき下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

尾張旭市長 殿

自治会等名  
代表者住所  
氏名

印

尾張旭市自治会等助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました尾張旭市自治会等助成金につきましては下記のとおり請求します。

記

- 1 助成金請求額  
金 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協		支店	預金 種目	普通 当座
口座番号		ナカナ			
		口座名義人			

年 月 日

尾張旭市長 殿

自治会等名  
代表者住所  
氏名

尾張旭市自治会等助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた助成金について、事業（事務）が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 事業費及び効果  
別紙「事業報告書」  
別紙「収支決算書」 のとおり
  
- 2 添付書類（必要に応じ、写真、領収書等を添付してください。）



第6号様式（第11条関係）

尾張旭市自治会等助成金事業報告書

自治会等名 \_\_\_\_\_

月 日	事業名	事業内容	参加人員	実施場所

第7号様式（第11条関係）

尾張旭市自治会等助成金事業収支決算書

自治会等名 \_\_\_\_\_

収 入 (単位：円)

項 目	収入金額	説 明
自治会等助成金		× 世帯
計		

支 出 (単位：円)

事 業 名	支出金額	説 明
計		

- ※ 助成金の使途について報告してください。
- ※ 説明欄は具体的な使途を記入してください。
- ※ 領収証の写しその他収支決算書に記載した支出の内容が確認できる資料の添付に努めてください。